

# 相互扶助制度運用に際しての 業務フローおよび重要項目の検討について

2020年12月10日

電力広域的運営推進機関 運営委員会

## 【ご審議頂きたい事項】

1. 業務フローについて
2. 業務フローに関する重要項目について

## 【ご報告事項】

3. 積立基準額及び拠出総額について
4. 交付について

## 【その他】

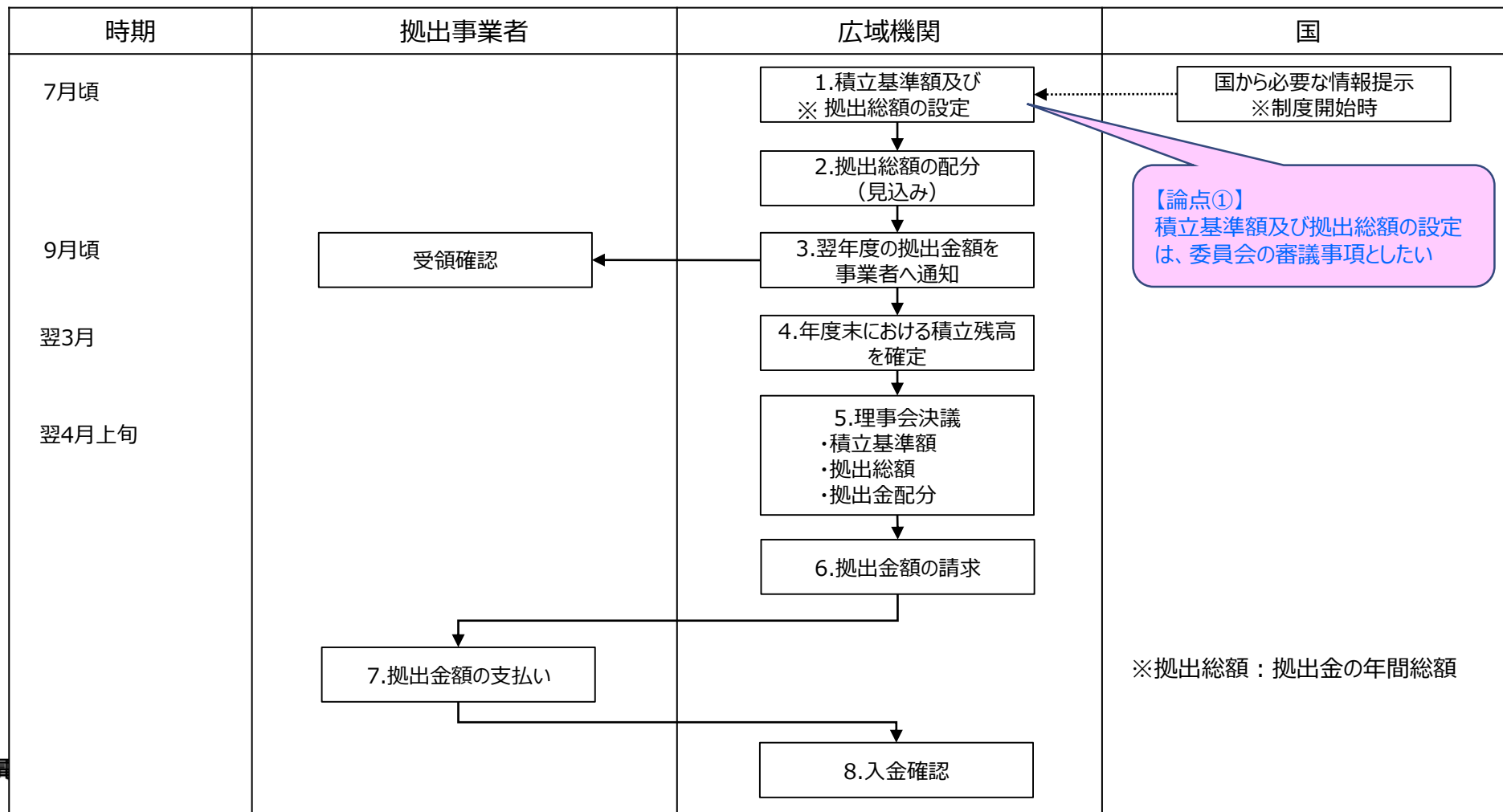
5. まとめ

# ご審議頂きたい事項

# 1. 業務フローについて：積立基準額・拠出金

■ 積立基準額及び拠出総額（以下、「拠出金等」という）の業務フローであるが、まず拠出金等の設定を行い、各社が予算計上を行う時期に合わせて配分額（見込み）を通知する。年度末の積立残高が確定し、正確な拠出金等を算出した後に、理事会にて金額の決議を行い、各社に拠出金の請求を行う。

■ 業務フローの中で特にご審議頂きたい事項として、「**積立基準額および拠出金等の設定を委員会審議事項としたい**」旨を上げさせていただきますので、後段のスライドにてご議論頂きたい。

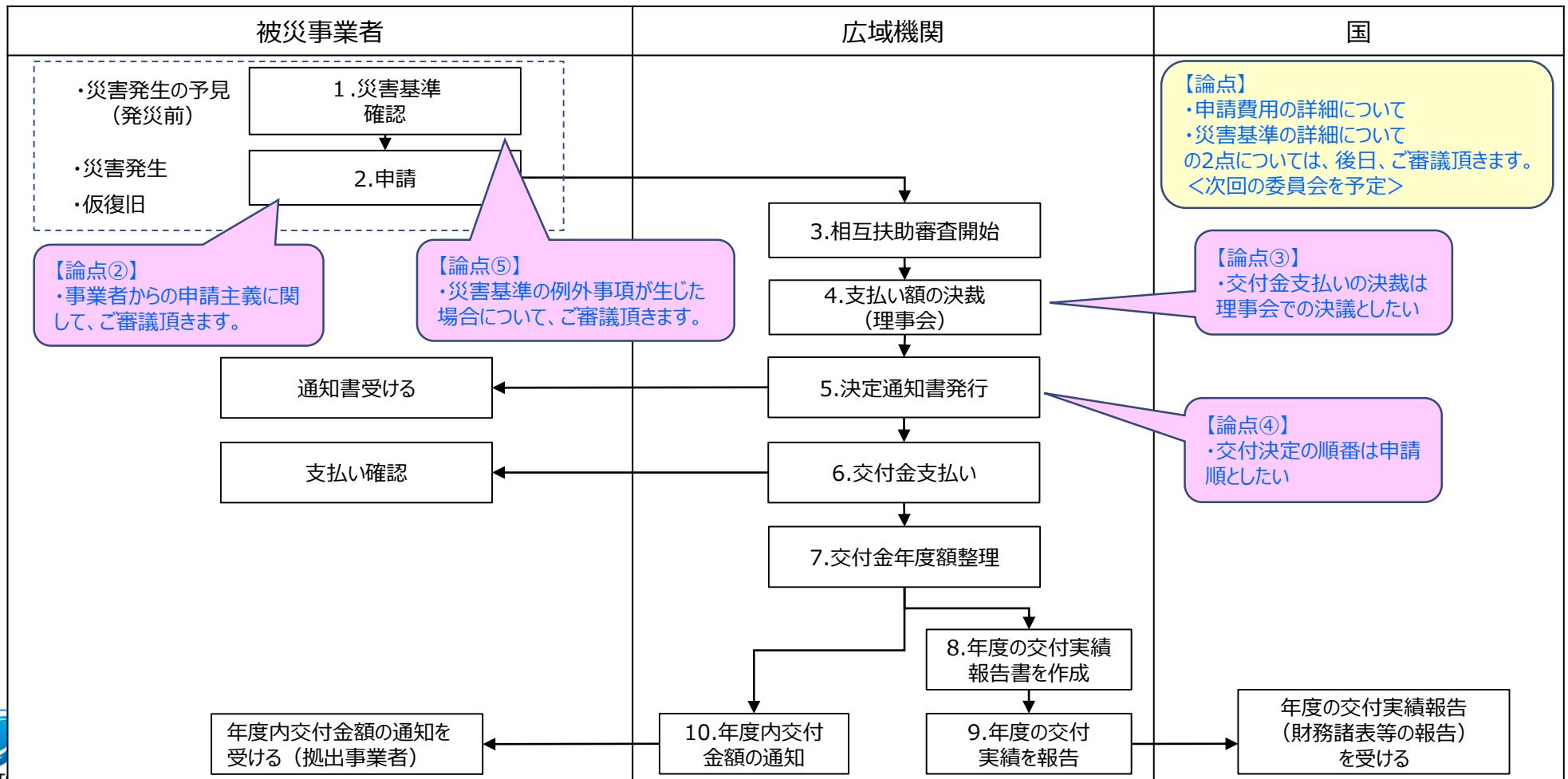


## 1. 業務フローについて：積立基準額・拠出金の業務フロー

No.	手順（時系列）	細目	実施主体			具体的な内容
			国	広域 機関	事業者	
1	運営委員会にて審議	積立基準額の設定		●		<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、5年ごとに見直し。</li> <li>・数年に一度の大規模災害にも対応するための積み立て分を設定。</li> </ul>
		拠出総額		●		<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、5年ごとに見直し。</li> <li>・積立基準額を超えるまでは、拠出総額は一定。</li> </ul>
		時期		●		・7月頃
2	拠出年額の配分	配分		●		<ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業者に按分。</li> <li>・各社の需要規模（kWh）にて配分。</li> </ul>
		算出時期		●		・9月頃
3	翌年度拠出金年額を事業者へ報告	翌年度の拠出金額を事業者に通知		●		<ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業者へ、事業者ごとの拠出額を通知。</li> <li>（上記の額は、次年度の積立金が積立基準額を超えない場合の額）</li> </ul>
		時期		●		・9月頃
4	年度末時における積立残高を確定	時期		●		・3月末
5	理事会決議 ・積立基準額 ・拠出総額 ・拠出金配分	決議		●		<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事会にて、積立基準額、拠出総額、拠出金配分を決議。</li> <li>（次年度の積立金が積立基準額を超えた場合には、積立基準額までの拠出金となる）</li> </ul>
		決裁時期		●		・4月上旬
6	拠出総額の請求	拠出金額の請求		●		・各事業者に請求書発行。
		請求時期		●		・4月上旬
7	拠出総額の支払い	拠出金額の支払い		●		・各事業者が拠出金を支払い。
		支払い時期		●		・原則として毎年4月下旬に支払い。
8	入金確認	入金確認		●		・各社の入金確認。

# 1. 業務フローについて：申請・交付業務

- 災害発生の予見が出来た段階で（地震などは発災後）、事業者が災害基準を確認し、発災要件のエビデンスも含め広域機関に申請を行う。申請を受けた広域機関では、審査を開始し、理事会にて交付額を決定後通知書を発行して交付金を支払う。また、年度末の業務として、国と事業者に対し、当該年度の交付実績を報告（財務諸表等の提出）及び通知をする
- 業務フローの中でも、特にご審議頂きたい事項は下記の吹き出しに論点として上げさせて頂いておりますので、後の資料にてご審議頂きたい。



## 1. 業務フローについて：申請・交付業務（1 / 2）

No.	手順（時系列）	細目	実施主体			具体的な内容
			国	広域機関	事業者	
1	災害基準確認	災害発生時における災害基準の確認			●	・被災事業者は、災害基準に該当するかを広域機関作成の災害基準にて確認。
		交付申請の準備			●	・被災事業者は、災害基準に該当すれば交付申請の準備。
2	申請	申請			●	・仮復旧が終了したら、被災事業者から広域機関へ申請する。 ・仮復旧終了（停電軒数99%復旧）のエビデンスは被災事業者公表資料とする。
		申請時提出書類			●	・申請書（広域機関所定用紙） ・明細 ・証憑 ・申請書は原紙。明細及び証憑はコピー（PDF等の電磁媒体も可）を郵送。 ・広域機関所定様式は広域機関HPに掲載する。
		証憑			●	・申請対象費用（項目）に対する必要な証憑を広域機関で定める。 ・証憑は、申請会社のみ求め、応援事業者分は各社からの請求書をもって証憑とするが、ただし、必要に応じ広域機関より求められた場合には、証憑を提出する。
		申請回数			●	・最初の申請で1回、追加申請で1回の計2回
		申請時期及び期限			●	【初回の申請】 ・被災事業者は、仮復旧終了後に申請を行う。 ・申請開始日は仮復旧終了日の翌日とする。 ・申請期限は、申請開始日から6か月を経過する日までとする。 ・追加申請する場合でも、申請期限までには必ず申請しなければならない。申請がなければ、申請権利消滅とする。 ・2020年度の対象災害については、2021年4月1日を申請開始日とする。 【追加申請】 ・初回期限までに全ての申請ができない場合、1回に限り追加申請を申し込むことができる。 ・追加申請は、初回申請時に申し込まなければならない。 ・追加申請の期限は、初回申請期限の翌日から更に6か月を経過する日までとする。
		申請単位			●	・申請単位は災害ごと。
		仮復旧終了の判断			●	・99%復旧の判断は日単位で判断（事業者からの申請による）。 ・被災事業者からの公表資料に基づき判断。
		他社応援があった場合			●	・他事業者の応援がある場合には、被災事業者が取り纏めて申請（申請は1事業者のみ）。

# 1. 業務フローについて：申請・交付業務（2 / 2）

No.	手順（時系列）	細目	実施主体			内容
			国	広域機関	事業者	
3	相互扶助審査	審査方法		●		<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域機関にて、提出された申請書及び明細・証憑を確認する。</li> <li>・申請対象費用項目に該当するか否かを確認し、対象項目のみ審査する。</li> <li>・不明な金額は被災事業者に問い合わせ確認する。</li> <li>・レジWGの資料を基に、広域機関で定めた基準で審査する。</li> <li>・レジWGのカテゴリー以外に関するものは対象外。</li> </ul>
		災害基準外の事案	●	●		・理事会にて決議し（必要に応じ国の報告会等で決議）、委員会へ事後報告。
		費用の例外事案	●	●		・理事会にて決議し（規模の大きな案件に関しては、国とも協議）、委員会へ事後報告。
4	相互扶助対象費用及び交付金支払いの決裁	支払い決裁方法		●		<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の審査結果を理事会に付議し、対象費用及び交付金支払い額（対象費用から被災事業者負担分を除いたもの）を決議。</li> <li>・被災事業者負担分に関しては、国よりの指示書等により決議。</li> <li>・委員会へは、交付実績をまとめて事後に報告。</li> </ul>
5	決定通知書発行	発行方法（回答期日）		●		<ul style="list-style-type: none"> <li>・決定通知書は、広域機関から事業者へ原則として申請書受領後3か月以内に発行する。ただし、先行して大規模災害による申請がある、災害が頻発し申請件数が輻輳している、もしくは証憑の確認のため追加提出が必要等、審査に時間を要する場合には、3か月を超えて通知を発行する場合もある。</li> <li>・積立残高の不足に伴い翌年度以降に交付を繰り越す場合、繰越額を決定通知書に記載する。</li> </ul>
		連絡方法		●		・メール連絡の後（PDF）、原紙を郵送。
		発行時期		●		・決裁後速やかに。
6	交付金支払い	支払方法		●		・広域機関から事業者へ支払い。
		支払日		●		<ul style="list-style-type: none"> <li>・通知書発行の翌月末払い。</li> <li>・但し、翌年度以降に交付が繰り越される繰越額の支払日については、支払日を別途通知。</li> </ul>
		他社応援があった場合		●		・他事業者の応援がある場合には、被災事業者に纏めて交付（申請・交付は1事業者のみ）。
7	年度単位で支払い額を整理	対象金額		●		・当該年度に、実際に交付された交付金総額。
		時期		●		・年度末
8	年度の交付実績報告書を作成	時期		●		・年度末
9	国へ年度交付実績報告	決裁		●		・理事会へ上程
		報告の方法		●		・報告書を作成し、原紙を送付
		時期		●		・年度末
10	事業者へ年度で支払った額を通知	通知方法		●		・各拠出事業者に、年度内の交付総額および交付総額の中の各社持ち分相当額を通知。
		発行書類		●		・通知書発行
		期日		●		・翌年度4月初旬まで



## 2 業務フローに関する重要項目について ～重要項目の一覧

■ 業務フローの構成とあわせて、下記論点を、ご審議頂きたい。

### 論点一覧

論点	カテゴリー	審議事項	論点
①	積立基準額・拠出金	積立基準額及び拠出金の設定は、委員会の審議事項（改定期・見直し時のみ）としたい	積立基準額及び拠出金等の改定期は、国のレジWGでの審議に基づき5年に一回とするが、積立金が大幅に不足した時などは見直しを行う。それらの改定期・見直し時に委員会にて審議することでいかがか。
②	申請・交付業務	交付の申請判断は被災事業者に委ねたい（申請主義）	すべての災害に対して仮復旧費用の多寡を広域機関で確認すること、および確認に必要なエビデンスを被災事業者が毎回提出することは、双方にとって、負担が大きく、被災事業者が申請して初めて権利が発生する申請主義としたいが、いかがか。
③		交付申請のあった案件に対する決裁は、理事会のみの決裁としたい	被災事業者が会計に交付金を速やかに織り込めるよう、広域機関は、対象費用と被災事業者へ交付する交付額を速やかに決定し、被災事業者へ伝える必要があることなどから詳細なルールを事前に定めることで交付決定に関しては委員会での審議は行わず理事会で決裁としたいと考えるが、いかがか。
④		交付決定の順番は申請順にしたい	交付決定は、公平性の観点から、原則、申請を受付けた順に開始し、交付決定を行う申請順にしたいが、いかがか。
⑤		災害基準の例外事項が生じた場合の決裁フローを決定したい	災害基準の例外事項が生じた場合、国との協議を行った後に理事会にて決議し、例外事項として事後に委員会に報告をしたいが、いかがか。

**論点①**

**【ご審議事項】**  
 積立基準額及び拠出金の設定は、委員会の審議事項（改定期・見直し時のみ）としたい

■ 国のレジWGでの審議では、拠出金等の改定期は5年に一回行い、積立金が大幅に不足した時などは別途見直しを行うこととされてる。その内容に従い、本委員会では、改定期・見直し時に審議を行うこととし、それ以外では、本委員会では審議せず、理事会にて決議すること（②案）としたいが、いかがか。

案	内容	メリット	デメリット
①案	変更の有無に関わらず、積立基準額・拠出金設定の都度、毎回、委員会にて審議し、理事会にて決議する。	委員会での審議により透明性が高まる。	金額に変更もない年も委員会を開催することの必要性が乏しい
②案	積立基準額・拠出金の改定期・見直し時に委員会にて審議し、理事会にて決議する。	委員会での審議により透明性が高まり、改定期のみの審議とすることにより、より、論点を絞った審議ができる。	特になし
③案	積立基準額・拠出金設定に対して、委員会では審議せず、理事会にて決議する。	手続きの簡素化	委員会を通さないため、透明性にやや欠ける

## 2 業務フローに関する重要項目について ～②申請主義について

## 論点②

## 【ご審議事項】

交付の申請判断は被災事業者に委ねたい（申請主義）

■ すべての災害に対して仮復旧費用の多寡を広域機関で確認すること、および確認に必要なエビデンスを被災事業者が毎回提出することは、双方にとって、負担が大きく、被災事業者が申請して初めて権利が発生する申請主義（①案）としたいが、いかがか。

No.	内容	メリット	デメリット
①案	事業者が申請することで権利が発生する申請主義	・仮復旧の多寡などによる申請の可否を被災事業者で判断することで、不要な申請・確認行為を回避できる。	・申請の判断を被災事業者に委ねる事により、申請漏れの懸念（事業者判断として申請しないという選択肢も考えられるか）。
②案	広域機関が申請の可否を判断し、通知	・交付の判断箇所が申請可否を判断することで、申請漏れを回避できる。	・すべての災害に対して仮復旧費用の多寡を広域機関で確認することとなり、確認に必要なエビデンスを被災事業者が毎回提出することとなり、双方の負担が大きい。

**論点③**

**【ご審議事項】**  
 個々の申請に対する交付について、委員会の審議事項とせず、理事会のみでの決裁としたい

■ 停電からの早期復旧を期待されている被災事業者がその期待を全うするため、会計に交付金を速やかに織り込めるよう、広域機関は対象費用と被災事業者へ交付する交付額を速やかに決定し、被災事業者へ伝える必要がある。また、同様の理由で交付は災害ごとに決定する必要があり、委員会で審議を行うと委員会の頻度が非常に多くなり、その分交付が遅れる恐れがある。そのため、詳細なルールを事前に定め委員会にお諮りすることで、交付決定に関しては委員会での審議は行わず理事会で決裁としたい（①案）と考えるが、いかがか。なお、委員会へは交付実績をまとめて事後に報告する。






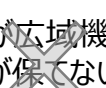
No.	内容	メリット	デメリット
①案	委員会では審議せず、理事会で決議する (委員会へは、交付実績をまとめて事後に報告)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付決定がスピーディーに行われる</li> <li>・手続きが簡素化できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会での審議を介さないため、透明性にやや欠ける</li> </ul>
②案	委員会で審議してから、理事会で決議する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会での審議が入るため、被災事業からの信憑性は増し、また対外的な透明性も高くなる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年に複数回の交付決定が想定されるため、手続きが煩雑になり、交付が遅れる</li> </ul>

## 論点④

## 【ご審議事項】

交付決定の順番は申請順にしたい

- 交付決定は申請を受付けた順に開始し、交付決定を行う。また、追加申請があった場合には、初回の申請との間に他の申請を受付けた場合、追加申請の順番のみがその後ろに回る。
- さらに、後から申請を受付けた災害が軽微なものであったため、先に申請を受理した案件より先に審査が終わった場合でも、申請順の考えを優先させる。ただし、先の案件が著しく審査に時間がかかる場合には、例外事項として、申請者との協議の上、交付決定の順番を入れ替えることも可能とする。
- 上記のように、例えば、順番によって当該年度の積立金が不足し翌年度に交付が繰越しになったとしても、公平性の観点から交付決定の順番は申請順（②案）としたいと思うが、いかがか。

No.	内容	追加申請	メリット	デメリット
①案	原則は、申請を受付けた順に、交付決定を行う	最初の申請とセットと考え、追加申請分の順番は繰り下げない	 ・最初の申請だけを見れば、公平性が保てる	 ・先に申請のあった災害の規模が大きかった場合、後の申請に影響が出る（例外規定を作成し、対処する予定） ・追加申請が繰り下がりないと、他の申請者の交付決定遅延の虞がでる
②案		最初の申請との間に他の申請が来たら、追加申請分のみ繰り下げる	 ・追加申請を含め公平性が保てる	 ・先に申請のあった災害の規模が大きかった場合、後の申請に影響が出る（例外規定を作成し、対処する予定）
③案	先に審査が終わった順に、交付決定を行う	審査が終わった順であるため、追加か否かは考えない	 ・交付決定が効率的に行える	 ・交付のタイミングが広域機関の業務処理次第となり、公平性が保てない

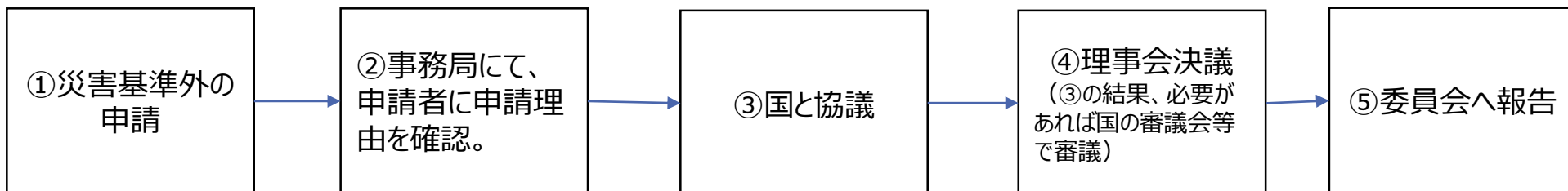
## 論点⑤

■ 災害基準の例外事項が生じた場合の決裁フローについて、下記の通りとしたいが、いかがか。

■ 「WGにて整理された基準（ガイドライン）に該当しない場合でも、「基準に準ずる災害と事後検証の結果、認められた場合」には、相互扶助制度の対象とされており、その決裁フローについてご審議いただきたい。

■ 具体的には、基準に該当しない災害が申請された場合、まずは事務局が申請者に理由を確認。例外事項でもあるため、国と協議を行った後、交付決定のフローと同様に理事会での決議とするが、事後にて委員会にて報告する。

## 【災害基準要件外の申請に対する決定フロー】



# 制度運用に際してのご報告事項

- (1) これまでの経緯
- (2) 抛出総額及び積立基準額決定方法
- (3) 積立・抛出方法と見直しのタイミング



### 3. 積立基準額及び抛却総額について：（1）これまでの経緯

- 積立基準額及び抛却総額に関しては、第11回電力レジリエンスWG（2020年6月16日開催）にて積立基準額（積立金の上限額）はこれまでの災害対応実績から想定した交付額見込みの試算から年間数十億程度という規模感であること、抛却総額の各事業者への配分は特別会費の割り当てと同様に需要規模（kWh）にて配分することなどの案が示され、了承された。
- さらに、第7回持続可能な電力システム構築小委員会（2020年10月16日開催）では、**積立・抛却方法と見直しのタイミング、試算例を用いた抛却総額の基本的な考え方、及び新託送料金制度開始前における抛却総額の取扱いについて案が示され、了承された。**
- それらを受け、今回の委員会では、**積立基準額、抛却総額に関する考え方と抛却総額の決定方法を整理したため、ご報告させていただきたい。**

【構築小委における、2021年度～25年度の拠出総額に関する考え方】

■最初の5年間（2021年度～25年度）の拠出総額算出に関する考え方として、「（１）毎年発生する災害への対応分」と「（２）数年に一度発生する大規模災害への対応分」とに分け、拠出総額は年間約60億円とされている。

（１）毎年発生する災害への対応分については、災害復旧修繕費実績（約38億円/年）の約4割と想定し約15億円/年

（２）積立基準額が約90億円の場合、全国大では2年に1回程度発生していることから、2年間で積み立てるとすると約45億円/年

■ただし、現行料金制度下（新託送料金制度改定前）における2021年度～22年度に関しては、現行料金に含まれる各社の災害復旧修繕費（10社総額：年間約25億円）の内数を基に算出し、10億円/年とされている。

■ただし、現行料金制度下では交付の実績もまだなく、金額を算出する根拠となる額も正確に出すことが難しいため、構築小委で提案された額を基本としつつ、**算出に必要な情報については国から提示を受けた上で、理事会において正式に金額を決定することで進めたい**

（構築小委での提案通りの額の場合）

- 拠出総額：2021年度～22年度は10億円、2023年度～25年度は約60億円
- 積立基準額：2021年度～25年度は約90億円

■なお、2026年度以降の拠出総額及び積立基準額の決定に関しても同様に、**算出に必要な情報については国から提示を受けた上で、理事会において正式に金額を決定することで進めたい**

### 3. (参考資料) 経過措置期間における取扱いについて

<第7回持続可能な電力システム構築小委員会（2020年10/16開催）資料より抜粋>

#### ③ 拠出金額の基本的な考え方

- 毎年の拠出金額は、制度を安定的に運用するため、毎年発生する蓋然性が高い通常規模の災害への対応分に加え、数年に一度発生するような大規模な災害にも対応するための積立分を考慮して設定する必要がある。
- このため、まずは当面の積立基準額と毎年の拠出金額を以下のように考えてはどうか。
  - 積立基準額は、十分な積立金額を確保しておくことが重要であるため、直近の大規模災害における制度対象費用の概算等を踏まえて設定。
  - その上で、毎年の拠出総額は、(1) 過去の実績から想定される1年あたりの平均交付金額に、(2) 数年に一度発生するような大規模な災害に対応するための積立分を加算して設定した上で、拠出金額の見直しの際には、制度運用開始後の実績を反映。

#### <上記の考え方に基づいた試算例>

災害名 (主な被災事業者)	対象費用 (概算)	交付総額 (概算) 【対象費用×0.9】	(参考) 電力会社の公表額等※1
2018年北海道 胆振東部地震 (北海道電力)	9.8億円	8.8億円	40億円
2018年台風21号 (関西電力)	22.6億円	20.3億円	102億円
2018年台風24号 (中部電力)	26.6億円	23.9億円	40億円
2019年台風15号 (東京電力)	86.7億円	78.1億円	124億円
2019年台風19号・21号 (東京電力)	17.7億円	15.9億円	42億円
合計	163.4億円	147億円	348億円

積立基準額：数年に一度発生するような特に大規模な災害でも積立額を確保する観点から、2019年度の交付総額概算を踏まえれば約90億円

(1) 毎年発生する災害への対応分については、災害復旧修繕費実績（約38億円/年※）の約4割と想定すると約15億円/年

※2010～2019年度分の平均値。特別損失計上の災害は含まれない。

(2) 積立基準額が約90億円の場合、全国大では2年に1回程度発生していることから、2年間で積み立てるとすると約45億円/年

⇒交付総額は、損失額の約4割に相当

⇒拠出総額 約60億円/年

<第7回持続可能な電力システム構築小委員会（2020年10/16開催）資料より抜粋>

#### ④新託送料金制度の開始前における拠出金の取扱い

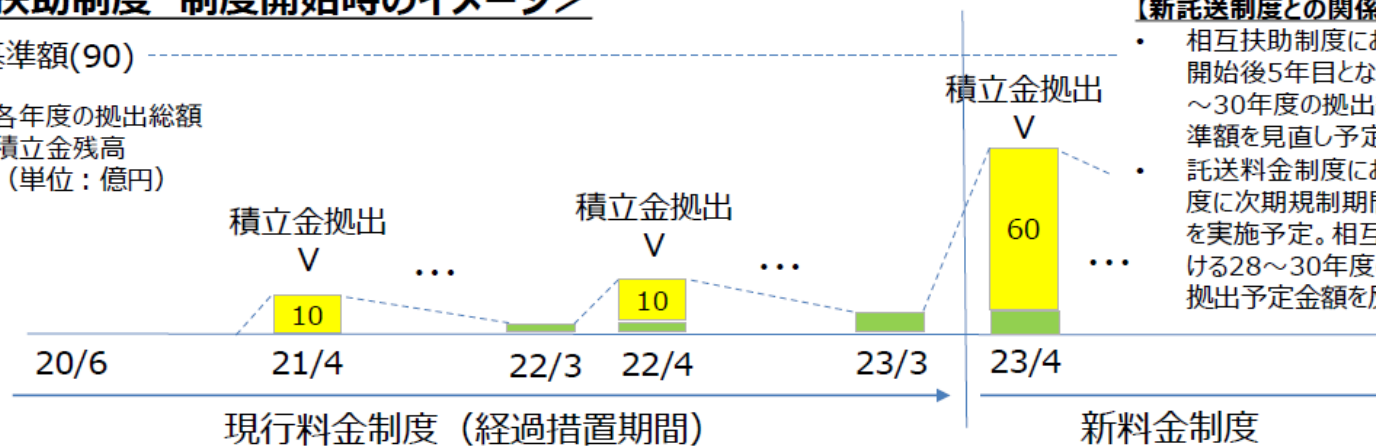
- 相互扶助制度の対象となる費用については、現状でも託送料金のなかで災害対策という形で一部算入されているが、相互扶助制度の対象となる他電力応援費用や仮復旧費用等に相当する分を明確に切り分けることは困難である上、現行料金原価においては、将来の災害対応のために積み立てる費用については考慮されていない。
- そのため、現行料金制度下の2年間における拠出金額については、現行料金に含まれる各社の災害復旧修繕費（10社総額：年間約25億円）の内数とした上で、例えば、2018～2019年度の大規模災害における制度対象費用の概算結果（災害損失全体のうち約4割が対象）を踏まえ、総額で年間10億円※と設定してはどうか。

※電力広域機関の特別会費と同様に、需要規模kWhに応じて各社に按分

#### <相互扶助制度 制度開始時のイメージ>

積立基準額(90)

■ 各年度の拠出総額  
■ 積立金残高  
(単位：億円)



#### 【新託送制度との関係（案）】

- 相互扶助制度においては、制度開始後5年目となる25年度に26～30年度の拠出総額・積立基準額を見直し予定。
- 託送料金制度においては、27年度に次期規制期間の料金審査を実施予定。相互扶助制度における28～30年度の見直し後の拠出予定金額を反映予定。

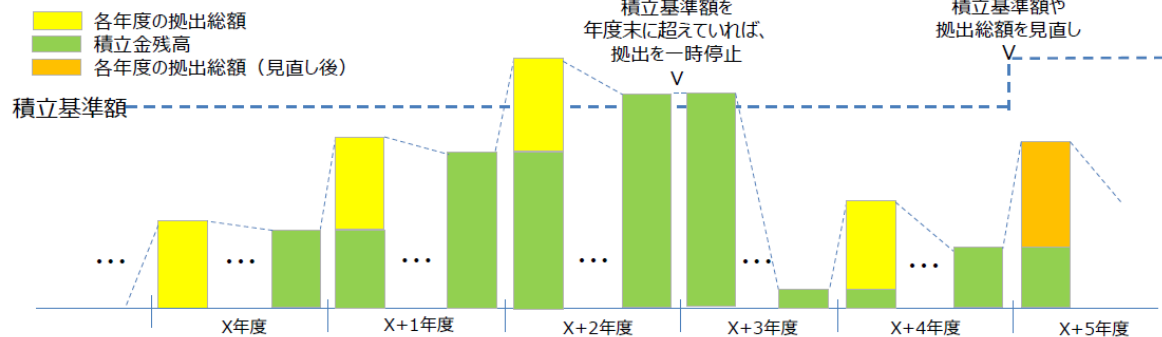
■ 積立及び拋出方法と見直しのタイミングに関しては、第7回構築小委での議論を踏まえ、拋出総額が毎年変動することは託送料金上での影響を考慮すれば好ましくなく、積立基準額を超えるまでは毎年一定の拋出とし、5年度ごとに、積立基準額を含め拋出総額を見直すこととする。

■ また、運用していく中で積立額が大幅に不足するなどの状況が生じた場合には、国とも相談し、期間の途中でも額を見直すことも検討する。

② 積立・拋出方法と見直しのタイミング <第7回持続可能な電力システム構築小委員会（2020年10/16開催）資料より抜粋>

- 相互扶助制度の拋出金について、拋出額が毎年大きく変動する場合には託送料金上でも影響を考慮する必要があることから、過度な積立てを防ぐために設定する**積立基準額を超えるまでは、全社の拋出総額\*としては毎年一定の拋出**としてはどうか。（年度末に積立基準額を超えている場合には拋出を一時停止）  
※各社の拋出額は、需要規模に応じて変動しうる。
- その上で、本制度を運用する電力広域機関においては、**料金洗い替えと同様5年毎を基本に、積立基準額や毎年の拋出総額等を見直すこととしてはどうか。**
- また、積立額が大幅に不足し、被災事業者が速やかに交付金を受け取れない状況が継続することは望ましくないため、その場合には、定期見直しを待たずに金額等を見直すこととしてはどうか。

<相互扶助制度 運用イメージ>





## 4. 交付について

- 事業者への交付の支払いは、災害の案件ごとに、被災事業者より申請を受付けた順に広域機関にて審査を行い交付決定され、事業者より毎年拠出される拠出金で積み立てられた積立金より交付される。
- しかし、仮に、その積立残高を超える交付が発生した場合には、レジWGにて整理された通り、当該年度に交付できない交付決定額（繰越交付額）は、翌年度以降に徴収する各事業者からの拠出金をもって交付を行う。
- なお、その場合でも、**広域機関では繰越交付額を含めた全体の交付額を決定する必要があるため、繰越交付額は翌年度以降に拠出される拠出金から交付する旨を業務規程に記載し、国の認可を得て、事業者へ交付決定額を通知する。**

### ④ 各事業者の具体的な拠出額等について <第11回 電力レジリエンスワーキンググループ（2020年6/16開催）資料より抜粋>

- **各事業者に対する、電力広域機関への拠出額の割り当て方法については、現行の電力広域機関における特別会費の割り当てと同様に需要規模kWhに応じて拠出を求めることが想定される。**その際、需要家に直接関わっていない送電事業者について、需要規模を算出することは困難であり、送配電事業者の拠出費用は一般送配電事業者の託送料金に結局転嫁されることから、**拠出を求める事業者は、一般送配電事業者と配電事業者としてはどうか。**
- また、各事業者からの拠出により電力広域機関に積み立てる額については、これまでの災害対応実績から想定した交付額見込みの試算（次ページ参照）を鑑み、**年間数十億程度としてはどうか。**その前提として、**仮に積立残高を超える交付が発生した場合は、金利による国民負担増加を避けるために、電力広域機関においては資金借入れをせず、翌年度以降に徴収する各事業者からの拠出金をもって、実際の交付を行うことで、過度な拠出を求めないといった国民負担の抑制を行うこととしてはどうか。**
- なお、過度な積み立てを回避するため、積立基準額を設定した上で、基準額までの不足額を補うように拠出金を回収することが望ましいが、これらの額の設定方法等といった残りの論点については、**本制度をこの夏から早期適用する上では必ずしも必要ではないため、更に検討を行った上で、次回の議論としてはどうか。**

- 本日の委員会では、相互扶助制度の実施について国の審議会等での議論を受け、本機関にて行う業務の内容と、災害基準及び拠出金及び積立基準額の決定に関し、ご審議とご報告を行った。
- これを受け、相互扶助制度の運営を実施すべく本機関内にて規程類を作成し、パブコメ、評議員会、総会を通じてご承認を頂き、大臣の認可を受けて2021年4月以降実施をしていく。
- また、詳細の業務フロー等に関しては運営要領を作成し、第二回の委員会にて、あらためてご説明させて頂くこととしたい。